

推進プランの進捗状況と令和2年度の計画

資料3

		当初目標	R元年度実績 (見込み)	目標達成 状況(見込)	目標策定時からの 状況変化	R2年度目標	R2年度取組内容
衛生管理	HACCP導入率 (許認可食品製造施設)	20%以上	11.3%	未達成	○法改正により全ての食品等事業者に制度化。事業者を求める水準は国が決定。 (R2.6施行, 経過措置1年)	前年度より増	・国及び業界団体による手引書に沿った導入支援 ・自主衛生管理認証制度の見直し ・HACCP監視員の育成
	食中毒発生件数 (過去5年平均)	100件以下	33件 (平成27~R1)	達成	—	維持	・食中毒予防月間・夏期一斉監視・ノウイルス食中毒予防月間, 年末一斉監視 ・広報(テレビ・ラジオ, ポスター等)
食品表示	食品表示適正 一斉点検の不適合率	30%以下	32.4%	未達成	○食品表示法施行 (R2.3.31経過措置終了) ○加工食品の原料原産地表示 (R4.3.31経過措置終了)	30%以下 達成	・講習会, 監視指導 ・表示一斉点検 ・広報活動
	食品の偽装表示に 対する不安意識の割合	30%以下	2.3%	達成		維持	・講習会等による知識普及 ・アンケート, クイズによるリスコミ ・広報(ホームページ, SNS等)
リスコミ	食品の安全に関する 正しい知識の保有割合	60%以上	51.9%	概ね達成	—	60%以上 達成	
	健康生活応援店 (アレルギー表示店)	1000店舗	1,469店舗 (コンビニ等含む)	達成	—	—	・監視における周知 ・広報活動
危機管理	事業者等の相談窓口 の設置率	90%以上	95.4%	達成	—	維持	・講習会, 監視における周知・把握
	事業者等の危機管理 マニュアルの整備率 (許認可食品製造施設)	30%以上	49%	達成	○法改正によりリコール情報の届出が義務化(R3.6施行)	維持	・講習会, 監視における周知・把握
人材育成	食品衛生責任者更新時 の講習会受講率	60%以上	35.7%	未達成	○法改正により許可施設に対して努力義務として規定 (R2.6施行, 経過措置1年)	60%以上 達成	・対象者の把握 ・周知徹底 ・講習内容の充実
	食品安全推進 リーダー数	500人以上	629人	達成	—	—	・フォローアップ